主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人及川龍七郎上告趣意について。

しかし、強盗傷人罪は、強盗たる身分を有する者が強盗の実行中又はその機会に おいてその手段たる行為若しくはその他の行為に因り人に傷害の結果を発生せしめ るにより成立する強盗罪と傷害罪との結合罪である。

そして原判決は、被告人が所携の短刀を以て判示強盗の手段たる脅迫行為の実行中その機会に判示傷害を被害者に生ぜしめたものと認定したのであるから、たとい、所論のようにその傷害が被害者においてその短刀を握つたため生じたものであつたとしても、強盗傷人罪の成立を妨ぐるものではない。論旨は理由がない。

よつて旧刑訴第四四六条によつて主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二四年三月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	<b>裁判官</b>	沢	田	竹	治	郎
ā	裁判官	真	野			毅
ā	裁判官	斎	藤	悠		輔
Ī	裁判官	岩	松	Ξ		郎